

## 生活保護法改正反対の会長声明

- 1 「生活保護法の一部を改正する法律案」（以下「新改正案」という。）が今秋の臨時国会に提出され、今月13日には参議院本会議で可決されて衆議院に送付された。第183回通常国会に提出された「生活保護法の一部を改正する法律案」（以下「旧改正案」という。）が①違法な「水際作戦」を合法化し、②保護申請に対する一層の萎縮的効果を及ぼすなど看過しがたい重大な問題があるといった批判の高まりにより本年6月26日の閉会に伴い廃案となったにもかかわらず、その焼き直したものを間髪入れずに再度法案として提出すること自体異常である上に、新改正案は、次のとおりの看過できない問題を含むものである。
- 2 まず、新改正案は、「特別の事情があるとき」を除き、申請書を提出しなければならないとし（24条1項）、生活保護の要否判定に必要な書類を添付しなければならないとしている（24条2項）。

第183回通常国会の審議における政府答弁等によれば、旧改正案24条については、従前の運用を変更するものではなく、申請書及び添付書類の提出は従来どおり申請の要件ではなく、福祉事務所等が申請書を交付しない場合も、ただし書の「特別の事情」に該当すること、給与明細等の添付書類は可能な範囲で提出すればよく、紛失等で添付できない場合も、ただし書の「特別の事情」に該当すること等を、法文上も明確にする趣旨で原案を修正したとされている。

しかし、従前の運用を変更しないのであればそもそも法文の新設は不要なはずである。

しかも、新改正案24条が旧改正案と同様の趣旨であると解するとしても、その文言解釈からは、上記修正の趣旨を読み取ることは困難であり、却って申請を要式行為化し厳格化したものであると誤解され、違法な「水際作戦」を招来することが危惧される。むしろ、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会（国連社会権規約委員会）第50会期（2013年4月29日～5月17日）で採択された、日本の第3回定期報告書に関する総括所見において、日本の生活保護の申請手続を簡素化することが勧告されていることから明らかなように、生活に困窮している者には、迅速に生活保護が開始さ

れるよう、その申請自体が簡素化されるべきであるから、条文上口頭での申請が認められるよう明記されるべきである。

- 3 次に、新改正案は、生活保護の実施機関が、生活保護の開始決定に先立ち扶養義務者に対して書面で通知をしなければならないとし（24条8項）、扶養義務者等に対しても報告を求めることができるとし（28条2項）、生活保護の実施機関による要保護者や扶養義務者の資産及び収入等についての調査先官公署等に資料の提供義務を課し（29条2項）、生活保護の実施機関による調査権限を強化している。

旧改正案24条8項、28条及び29条については、政府答弁において、明らかに扶養が可能な極めて限定的な場合に限る趣旨であると説明されている。しかし、新改正案24条が旧改正案と同様の趣旨であると解するとしても、民法の定める扶養義務は、協議、調停、審判等の手続を経なければ具体化しない以上、扶養義務者に対する行政の調査権限を強化したところで実質的な意義や効果に乏しい。

むしろ、かかる規定の新設により、ドメスティックバイオレンスやストーカー行為の加害者である扶養義務者たる配偶者から逃れている人は、その通知が配偶者に送付されることで所在を突き止められることを恐れ、そうでなくても扶養義務者への通知等により生じる親族間のあつれきやスティグマ（恥の烙印）を恐れて、申請を断念するという萎縮効果を一層強め、申請権を形骸化させることは明らかである。

このようなことは、前記国連社会権規約委員会が、我が国に対して、生活保護申請者が尊厳をもって対応されるよう確保し、福祉手当を受給することに関するスティグマを撤廃するよう社会を啓発することを勧告していることを、真っ向から否定するものであって、到底容認できない。

- 4 したがって、新改正案は、生活保護法の改悪と評すべきものである。
- 5 ところで、当会は、2013年（平成25年）2月8日付会長声明において、最後のセーフティネットとしての生活保護制度の重要性からして、我が国における社会保障制度全般を破壊することにつながりかねないことを指摘し、生活保護基準の引き下げに対して強く反対することを表明した。それにも関わらず、政府は、世帯構成によって3年間で

最大10%に及ぶ生活扶助費の引き下げを、本年8月から強行した。これに対して、全国では1万件を超える審査請求が都道府県になされ、愛媛県内でも、241名もの生活保護受給者が、本年9月に生活保護基準の引き下げに対する審査請求を愛媛県知事に対して行い、その件数は196件にのぼった。

政府がなすべきは、新改正案のような改悪案を国会に提出すること等ではなく、このような生活保護受給者の悲鳴というべき訴えに、虚心坦懐に耳を傾けて、憲法25条が規定するとおり、すべての国民に対し生存権を保障し、社会福祉、社会保障の向上増進に努めることである。

- 6 よって、当会は、生活保護法の改正に反対し、新改正案の廃案を強く求めるものである。

以上

2013年(平成25年)11月25日

愛媛弁護士会

会長 五葉明徳